

## 物品税法案

### 目次

- 第一章 総則（第一条 第十二条）
  - 第二章 課税標準及び税率（第十三条 第十八条）
  - 第三章 免税、税額控除等（第十九条 第三十条）
  - 第四章 申告及び納付等（第三十一条 第三十七条）
  - 第五章 雑則（第三十八条 第四十八条）
  - 第六章 罰則（第四十九条 第五十二条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （課税物件）

第一条 別表に掲げる物品には、この法律により、物品税を課する。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 課税物品 別表に掲げる物品のうち、第十一条の規定により物品税を課さないものとされる物品以外の物品をいう。

二 不課税物品 別表に掲げる物品以外の物品をいう。

三 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（納税義務者）

第三条 第一種の物品の販売業者は、その小売りをした当該第一種の物品（課税物品に該当するものに限る。）につき、物品税を納める義務がある。

2 第二種の物品の製造者は、当該第二種の物品（課税物品に該当するものに限る。）で、その製造に係る製造場から移出されたものにつき、物品税を納める義務がある。

3 課税物品を保税地域から引き取る者は、その引き取る課税物品につき、物品税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条 第二種の物品の製造場が保税地域に該当する場合には、その製造場で製造される当該物品のうち、

関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当するものについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない第二種の物品の製造場とみなし、その製造場で製造されるその他の物品については、この法律（第十九条第一項第一号を除く。）の適用上、その製造場を第二種の物品の製造場でないものとみなす。

（第一種の物品の販売業者の小売等とみなす場合）

第五条 第一種の物品の販売業者が、第一種の物品につき、販売若しくは買受けの委託を受けてこれを購入者若しくは委託者に引き渡した場合において、その購入者若しくは委託者が消費者であるとき、又は当該販売業者の媒介により第一種の物品の小売が行われた場合には、当該販売業者がその引渡し又は小売の時に当該物品の小売をしたものとみなす。

2 第一種の物品の販売業者が、他の者からの委託により、当該他の者から第一種の物品の材料又は原料の提供を受け、これを用いて、自己において又は他に委託して、当該第一種の物品の製造（加工を含む。）

をして当該他の者に引き渡した場合において、当該他の者が消費者であるときは、当該販売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

3 第一種の物品の販売業者が請負契約（これに準ずる契約を含む。）に基づき第一種の物品を引き渡した場合（前項の規定に該当する場合を除く場合。）において、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該販売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

4 第一種の物品の販売業者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百八十二条（代物弁済）に規定する他の給付又は同法第五百五十二条（負担付贈与）に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項（交換）に規定する交換に係る財産権の移転として第一種の物品を引き渡した場合において、その引渡しを受けた者が消費者であるときは、当該販売業者がその引渡しの時に当該物品の小売をしたものとみなす。

5 展覧会その他これに類する催物を行う場合において、その催物の主催者が第一種の物品の小売（小売の代理を含む。）をしたときは、その催物を行う場所を第二十九条第一項に規定する販売場とみなし、その主催者が当該第一種の物品の販売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

6 第一種の物品につき入札その他競争の方法による売買（滞納処分）その例による処分を含む。）、強制

執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続による換価を除く。次条第四項において「競争の方法による売買」という。）がされた場合において、その落札者が消費者であるときは、当該入札その他競争を行う場所を第二十九条第一項に規定する販売場とみなし、その札元又はこれに準ずる者が当該第一種の物品の販売業者として当該物品の小売をしたものとみなす。

7 前各項の規定は、次条第六項に規定する場合に該当するときは、適用しない。

(販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等)

第六条 別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品(以下この条において「貴石等」という。)(の販売業者は、貴石等の他の販売業者に課税物品に該当する貴石等(以下この項において「課税貴石等」という。)(の販売(貴石等の販売業者に委託して行う販売及び買受けの委託を受けた貴石等の販売業者を通じて行う当該委託をした者に対する販売を除く。)(又は次に掲げる引渡し(以下この条において「販売等」という。)(を行う場合には、当該他の販売業者が第二十九条第一項に規定する販売業者証明書を所持する者であり、又は外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号(定義)に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)(で貴石等の販売を業とするものであることを確認のうえ、

政令で定めるところにより、その確認の事実を明らかにしなければならない。

一 販売又は買受けの委託を受けて行う課税貴石等の引渡し

二 他の者からの委託により、その者から提供された課税貴石等の材料又は原料を用いて、自己において又は他に委託して製造（加工を含む。）をした課税貴石等の引渡し

三 請負契約（これに準ずる契約を含む。）に基づく課税貴石等の引渡し（前号に掲げる引渡しに該当するものを除く。）

四 民法第四百八十二条（代物弁済）に規定する他の給付又は同法第五百五十三条（負担付贈与）に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項（交換）に規定する交換に係る財産権の移転としての課税貴石等の引渡し

2 貴石等の販売業者の媒介により貴石等の他の販売業者に貴石等の販売が行われる場合には、当該媒介を行う貴石等の販売業者がその販売の時に当該貴石等の販売をするものとみなす。

3 展覧会その他これに類する催物を行う場合において、その催物の主催者が貴石等の販売業者に貴石等の販売（販売の代理を含む。）をするときは、その催物を行う場所を第二十九条第一項に規定する販売場と

みなし、その主催者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

4 貴石等につき競争の方法による売買がされる場合において、その落札者が貴石等の販売業者であるときは、前条第六項に規定する場所を第二十九条第一項に規定する販売場とみなし、その札元又はこれに準ずる者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

5 第一項の場合において、同項に規定する貴石等の販売業者が、同項に規定する事実を明らかにしていないときは、その事実を明らかにすべき販売等の時にその者が当該販売等に係る貴石等の小売をしたものとみなす。

6 貴石等の販売業者が、第三十九条第一項に規定する販売業者証明書を所持する者にその者が貴石等の販売業者でないことを知らずに貴石等の販売等をした場合において、その知ることができなかったことにつき、その販売等をした販売業者の責めに帰することができないときは、当該所持する者を貴石等の販売業者とみなし、その販売等の時にその者が当該貴石等の小売をしたものとみなして、この法律（第三十一条、第三十四条第一項、第三十八条及び第四十条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（移出又は引取りとみなす場合）

第七条 第二種の物品がその製造に係る製造場において使用され、又は消費された場合（当該製造場において製造される第二種の物品の材料又は原料として使用され、又は消費された場合及び当該製造場において製造される第二種の物品の品質又は性能の検査のため政令で定める第二種の物品が使用され、又は消費された場合を除く。次項において同じ。）には、当該製造者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該物品の使用又は消費につき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その使用又は消費をした者が当該物品を製造したものとみなし、当該使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなして、この法律（第十条第一項、第三十一条、第三十四条第二頁、第三十八条及び第四十条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 第二種の物品が保税地域において使用され、又は消費された場合には、その使用又は消費をした者がその使用又は消費の時に当該物品をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 第二種の物品でその製造に係る製造場に現存するものが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の執行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該

製造者がその換価の時に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

4 第二種の物品の製造者がその製造場における第二種の物品の製造を廃止した場合において、当該製造場において製造された第二種の物品が当該製造場に現存するときは、当該製造者がその製造の廃止の日当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る物品については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該物品がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該物品を当該製造場から移出したものとみなす。

(製造者とみなす場合)

第八条 第二種の物品の製造者又は販売業者が、第二種の物品の製造に必要な材料若しくは原料のうち主要なもの若しくは当該物品の製造に必要な資金若しくは労務の全部若しくは大部分を供給して当該物品の製造を委託し、又は当該物品（化粧品その他の政令で定める物品については、当該物品又はその容器若し

くは包装)に自己のみの商標を表示すべきことを指示して当該物品の製造をさせる場合には、当該委託又は指示をした者(以下「委託者等」という。)(が当該委託又は指示を受けた者(以下「受託者等」という。)(の製造した物品で当該委託又は表示に係るものを製造したものとみなす。

2 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)(により第二種の物品の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)(がある場合において、当該製造場において製造された第二種の物品がその承継の時に当該製造場に現存するときは、その者が当該物品を製造したものとみなす。

3 前項の規定は、合併により第二種の物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。

4 第二種の物品がその製造に係る製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該物品を移出した者が当該物品を製造したものとみなして、この法律(第十二条第一項、第三十一条、第三十四条第二項、第三十八条及び第四十条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)(を適用する。

(製造とみなす場合)

第九条 第二種の物品に該当する家具につき、その製造に係る製造場以外の場所で、販売の目的で裝飾のための彫刻、まき絵又は上絵を施した場合において、これらを施した後の物品が第二種の物品に該当するときは、これらを施した者が当該物品を製造したものとみなす。

2 第二種の物品に該当する化粧品その他の政令で定める物品を、その製造に係る製造場以外の場所で、販売の目的で容器に充てんし、又は改装した場合において、その充てん又は改装をした後の物品が第二種の物品に該当するときは、その充てん又は改装をした者が、該当物品を製造したものとみなす。

(第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合等)

第十条 第二種の物品の製造場を二以上有する当該物品の製造者が政令で定めるところにより第二種の物品の品名ごとに当該製造者の第二種の物品の製造場につき国税庁長官の承認を受けた場合において、当該製造者が、その製造した第二種の課税物品で当該承認を受けた品名に属するものを当該製造に係る製造場以外の当該製造者の第二種の物品の製造場で当該承認を受けたものに移入したときは、当該移入のためにする他の製造場からの移出につき第十九条第一項の規定の適用がある場合を除き、当該移入をした第二種の課税物品については、当該移入をした場所を当該物品の製造に係る製造場とみなし、当該移入を当該物

品の製造に係る製造場への戻入れとみなす。

2 前項の承認を受けた第二種の物品の製造者が、当該承認を受けていない第二種の物品の製造場（当該物品の製造者の製造した第二種の物品の管理及び保管をするための蔵置場を含む。）につき、政令で定めるところにより、当該承認を受けた第二種の物品の品名ごとに当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、当該製造場は同項に規定する国税庁長官の承認を受けた製造場とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項又は前項の承認の申請があった場合において、当該申請をした者又は当該申請に係る第二種の物品若しくは第二種の物品の製造場につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官又は税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 国税庁長官又は税務署長は、第一項又は第二項の承認を受けた者について物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項又は第二項の承認を受けた者は、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は第二項の承認をした税務署長に提出しな

ければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第十一条 別表に掲げる物品のうち、その価格の同種物品に係る価格体系のうちに占める位置が低いこと又は特殊な性状、構造若しくは機能を有することにより、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さない。

(適用除外)

第十二条 第二種の課税物品の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供する第二種の課税物品のみを製造するものには、この法律を適用しない。

2 第二種の課税物品で見本品として無償で供与されるもの（見本用にのみ適すると認められるものに限る。）については、この法律（第八条、第九条、第三十八条、第四十条、第四十一条第二号及び第四十五

条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

3 次に掲げる物品で第二種の課税物品に該当するものについては、この法律（第四十条及び同条の規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十七条第一項（臨検検査等）の規定により収去される物品

二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第六十九条第一項（立入検査等）の規定により収去される物品

三 修繕のためその製造に係る製造場に戻し入れられた物品

四 その他前三号に類する物品で政令で定めるもの

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が製造する当該物品のうち、販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律を適用しない。

5 第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードそ

他の政令で定める物品の製造者が、他の者からの委託を受けて製造を行う当該物品のうち、当該委託をした者（当該委託をした者が他の者から委託を受けた者である場合には、最初の委託をした者をいう。）により販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律（第八条、第九条、第三十八条、第四十条、第四十一条第二号及び第四十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

## 第二章 課税標準及び税率

### （課税標準）

第十三条 物品税の課税標準は、この法律に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一種の物品の販売業者が小売をした第一種の課税物品 当該物品の当該小売に係る小売価格に相当する金額

二 第二種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの その製造者が当該物品を当該移出の時に於いて通常の卸取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で

行つと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における当該物品の販売価格に相当する金額

三 保税地域から引き取られる第一種又は第二種の課税物品 当該物品につき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該物品に係る関税の額に相当する金額を加算した金額。

2 前項第一号及び第二号に掲げる金額は、当該物品の容器及び包装（当該物品とともに消費者に入手されるべきもので政令で定めるものに限る。）の費用を含むものとし、当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いたものとする。

3 前二項に規定するもののほか、第一項第二号及び第二号に掲げる金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（第一種の課税物品の課税標準の特例）

第十四条 第五条第二項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品又は第六条第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一

項第二号の引渡しがされたものに係る物品税の課税標準は、第五条第二項又は第六条第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者が第五条第二項又は第六条第一項第二号に規定する他の者から委託に係る対価として領収すべき金額（当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除いた金額とする。）とする。

2 前項の場合において、当該他の者が提供した同項に規定する物品の材料又は原料のうちに当該販売業者の小売をしたものがあるときは、同項に規定する領収すべき金額は、当該金額にその小売に係る小売価格（当該販売業者が当該材料又は原料の小売につき納付した、又は納付すべき物品税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、第三十条第一項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下第十七条第一項において同じ。）がある場合には、当該物品税額に相当する金額を控除した金額）を加算した金額とする。

3 第五条第三項若しくは第四項の規定により小売をされたものとみなされる第一種の物品又は第六条第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第二号若しくは第四号の引渡しがされたものに係る物品税の課税標準は、これらの物品に係る

通常の小売価格として政令で定めるところにより計算した金額（以下次項において「通常の小売価格」という。）とする。

4 第一種の物品の販売業者が同時に二以上の物品の小売をする場合において、これらの物品のうち第一種の物品があるときは、当該第一種の物品に係る物品税の課税標準は、これらの物品の小売価格（これらの物品に課されるべき物品税額がある場合には、当該物品税額に相当する金額を除いた金額）の合計額に、それぞれの物品に係る通常の小売価格の合計額のうち当該第一種の物品の通常の小売価格の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（小売価格を基準とする第二種の課税物品の課税標準の特例）

第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四条の二（再販売価格維持契約）に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由によりその製造に係る製造場から移出される時において小売価格が明らかにされている第二種の課税物品で政令で定めるものに係る物品税の課税標準は、第十三条第一項第二号の規定にかかわらず、当該小売価格から、当該物品を販売する者（当該物品の製造者を除く）の当該

販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額、当該物品の製造者が当該物品の販売につき通常支払う運送賃に相当する金額並びに当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とすることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする第二種の物品の製造者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その適用を受けようとする第二種の課税物品の品名ごとに、その旨を国税庁長官に申請して、当該物品が同項の規定に該当することにつきその確認を受けなければならない。

3 前項の確認があった場合には、その確認に係る品名に属する第二種の課税物品でその確認を受けた者が国税庁長官の指定する日以後にその製造に係る製造場から移出するものに係る物品税の課税標準は、第一項の規定により計算した金額とする。ただし、当該物品が同項の規定に（該当しないこととなったとき、又は次項の規定による届出があったときは、その該当しないこととなった日又は届出があった日以後は、この限りでない。

4 第二項の確認を受けた第二種の物品の製造者は、その確認に係る第二種の課税物品につき、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定める手続により、その旨を国税庁長官に届け出るも

のとする。

5 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第十六条 物品税の税率は、別表に定めるところによる。

(第一種の課税物品に係る税額算定の特例)

第十七条 第五条第二項の場合又は第六条第五項の場合(同条第一項第二号の引渡しに係る場合に限る。)

において、第五条第二項又は第六条第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者が提供を受けた第一種の課税物品の材料又は原料のうち当該販売業者の小売をしたものがあり、かつ、その小売につき納付した、又は納付すべき物品税額があるときは、当該販売業者が当該第一種の課税物品につき納付すべき物品税の税額は、前条の規定にかかわらず、当該物品につき第十四条第一項及び第二項並びに前条及び次項の規定を適用して算出した金額から当該納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額を控除した金額とする。

2 第一種の課税物品(第十一条の規定に基づく政令に、価格が一定の金額未満のものにつき物品税を課さ

ない旨の定めがある物品に該当するものに限る。( )の第十二条第一項第一号に規定する小売価格(当該物品に課されるべき物品税額に相当する金額を除く前の価格とする。 )が当該一定の金額(以下課税最低限の金額」という。 )以上で、当該課税最低限の金額と当該金額に前条の規定による税率を乗じて算出した金額との合計額に満たない場合における当該物品に係る物品税の税額は、同条の規定にかかわらず、当該課税最低限の金額と当該小売価格との差額に相当する金額とする。

(第二種の課税物品に係る税額算定の特例)

第十八条 第二種の物品の製造者が、その製造する第二種の課税物品の材料又は原料とする第二種の課税物品で、次条第一項又は第二十一条第一項の規定の適用を受けないで当該製造する第二種の課税物品の製造場に移入され、又は引き取られたもの(第三十条第一項の規定の適用を受けるもの及び古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一条第一項(定義)に規定する古物)以下「古物」という。 )に該当するものを除く。 )について、その適用を受けなかったことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて、当該移入され、又は引き取られた物品を材料又は原料として第二種の課税物品を製造し、これを当該製造場から移出するときは、当

該移出に係る物品税の税額は、第十六条の規定にかかわらず、当該物品につき第十二条、第十五条、第十六条及び第三項の規定を適用して算出した金額から当該材料又は原料として使用され、又は消費された物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、取締り上特に不相当と認められる事情があるときは、その承認を与えないことができる。

3 前条第二項の規定は、第二種の課税物品（第十一条の規定に基づく政令に、課税最低限の金額の定めがある物品に該当するものに限る。）について準用する。この場合において、同項中「第十三条第一項第一号」とあるのは「第十三条第一項第二号」と、「小売価格」とあるのは「販売価格」と、「価格とする。」「とあるのは「価格とし、第十五条第一項の規定の適用を受ける第二種の課税物品については、その小売価格から同項に規定する利潤及び費用に相当する金額並びに同項に規定する運送賃に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。」「と読み替えるものとする。

## 第三章 免税、税額控除等

(未納税移出)

第十九条 第二種の物品の製造者がその製造した第二種の課税物品で次の各号に掲げる物品に該当するものを当該製造に係る製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る物品税を免除する。

一 第二種の物品の製造者が当該第二種の物品の材料又は原料とするための物品 当該第二種の物品の製造場

二 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。)が輸出するための物品 当該物品の蔵置場

三 第二十三条第一項に規定する輸出物品販売場の営業者が販売するための同項に規定する物品 当該輸出物品販売場

四 品質又は性能の検査その他の目的をもって政令で定める検査場、蔵置場その他の場所へ移出するための物品 これらの場所

五 前各号の規定に該当するもののほか、やむを得ない事情があるため、政令で定めるところにより、当

該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて他の場所に移入される物品 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の第三十一条第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)に当該物品が前項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から二月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から二月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受

けたとき。 当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第五号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る同号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不相当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する第二種の課税物品（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該物品が同項各号に掲げる場所に移入した者の製造に係るものでないときは当該移入した者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該物品の移入の目的（当該物品が同項第五号に掲げる物品であるときは、当該移入の理由）、品名及び品名ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属

する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入をした第二種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税移出に関する特例)

第二十条 前条第一項の規定に該当する第二種の課税物品の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした第二種の物品の製造者が、当該物品につき、当該移出をした日の属する月分の第二十一条第二項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。)(に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該物品が前条第一項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該物品の移出をした者と当該物品を当該場所へ移入をした者が同一である場合(第八条第一項の規定の適用があることにより当該移出をした者と当該移入をした者が同一である場合を除く。)(における

## 当該移入をした場所

- 2 前号の規定に該当するもののほか、継続的に当該物品が移入される当該場所で、政令で定めるところにより、当該物品の移出をする製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの
- 2 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する物品を継続して移入する場所であり、かつ、当該物品を移入する者が政令で定めるところにより、当該場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。
- 3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした老若しくは当該申請に係る場所につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。
- 4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。
- 5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、

政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(未納税引取り)

第二十一条 次の各号に規定する者が第二種の課税物品で当該各号に掲げる物品に該当するものを保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取るうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第八項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 第二種の物品の製造者が当該第二種の物品の材料又は原料とするための物品 当該第二種の物品の製造場

二 前号の規定に該当するもののほか、その引き取るうとする者が政令で定める目的に充てるための物品  
政令で定める場所

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該物品

が同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地を所轄する税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、その承認の申請をした者に対し、その承認を受けて保税地域から引き取る物品に係る物品税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

4 第一項の承認を申請した者が前項の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

5 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき物品税の保全上特に不相当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の承認を受けて引き取った第二種の課税物品(第八項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。 )については、当該物品を第一項各号に掲げる場所に引き取った者が当該物品を製造したものとみなし、当該場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

7 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対

し、第一項の承認を受けて引き取った第二種の課税物品を他の物品と区別して蔵置すべきことを命ずることができるとができる。

8 第一項の承認を受けて引き取った第二種の課税物品について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。

9 第一項の承認を受けて引き取った第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもって第二項に規定する証明書に代えることができる。

(輸出免税)

第二十一条 第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、それぞれ、輸出する目的で、第一種の課税物品の小売をし、又はその製造した第二種の課税物品を当該製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の販売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第三十一条第一項又は第二項の規定による申告

書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に当該物品が輸出されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十九条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「移出をした第二種」とあるのは「小売又は移出をした第一種又は第二種」と、「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

（輸出物品販売場における輸出免税の特例）

第二十二條 輸出物品販売場の営業者が、非居住者に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品（当該輸出物品販売場において製造されたものに限る。）で輸出するため当該方法により購入されるものを販売するため当該輸出物品販売場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした輸出物品販売場の営業者が、当該小売又は移出をした日の属する月分の第三十一条第一項又は第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するもの

限る。( )に当該物品が非居住者によって前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、政令で定める日までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長(その者が外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第五号(定義)に規定する居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。)は、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合を除き、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した物品につき、政令で定める手続により、当該税関長の承認を受けた場合には、その物品税を免除する。

4 第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品で、非居住者が輸出品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、この法律の施行地において譲渡又は譲受け(これらの委託を受け、若しくは

媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをするににつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 5 この法律の施行地において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。
- 6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、非居住者に対し第一項に規定する第一種又は第二種の課税物品で同項に規定する方法により購入されるものを販売することができる販売場として、政令で定めるところにより、その所在地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

7 税務署長は、前項の許可を受けた輸出物品販売場の営業者が物品税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不相当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

(課税済みの物品を輸出した場合の物品税の還付)

第二十四条 第二種の物品の製造者が、その製造に係る第二種の課税物品(古物に該当するものを除く。以下この条において同じ。)で、輸出以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場(第十条第一項、第十九条第六項又は第二十一条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみ込まれる場所を含む。)以外の場所で販売のため所持するものを輸出した場合には、当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした第二種の課税物品の輸出先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品が輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種の物品の販売業者（第一項の規定に該当する第二種の物品の製造者であるものを除く。）が第二種の課税物品で販売のため所持するものを輸出した場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは「その者の当該輸出に係る第二十九条第一項に規定する販売場の所在地」に読み替えるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金には、国税通則法（昭和二十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金は、付さない。

（小売又は移出に係る物品の特殊用途免税）

第二十五条 第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ、当該各号に掲げる第一種の課税物品で当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法により購入されるものの小売をし、又は当該各号に掲げる第二種の課税物品で当該用途に供するため当該方法により購入されるものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校その他の政令で定める教育機関 教育の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
  - 二 学術研究機関として政令で定めるもの 学術研究の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
  - 三 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第三号から第五号まで（定義）に掲げる事業を行う者その他の政令で定める社会福祉に係る事業を行う者 当該事業に係る施設の用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
  - 四 国立博物館その他前三号に規定する者以外の者で政令で定めるもの その用に供する第一種又は第二種の課税物品で政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の販売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の第三十一条第一項又は第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に当該物品が前項各号に掲げる者によって同項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用し

ない。ただし、既に第六項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 第十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項各号に掲げる者で当該各号に掲げる第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入したものは、その購入した日の属する月の翌月末日までに、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量並びに使用場所その他政令で定める事項を記載した書類をその使用場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

5 前項に規定する者は、同項の物品を購入した日から二年間は、当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該物品を当該期間内にその用途以外の用途に供し、又は譲り渡すことにつきやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、その使用場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 第四項に規定する者が前項に規定する期間内に同項の物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡したときは、税務署長は、その者から当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額に相当する物品税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実（第三項において準

用する第十九条第三項の届出又は承認があつた場合には、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じている場合には、この限りでない。

（引取りに係る物品の特殊用途免税）

第二十六条 前条第一項各号に掲げる者が当該各号に掲げる第一種又は第二種の課税物品を保税地域からその使用場所に引き取るうとする場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。ただし、第三項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 第二十一条第二項から第五項までの規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第五項中「同項各号に掲げる場所」とあるのは、「使用場所」と読み替えるものとする。

3 第一項の承認を受けて引き取つた第一種又は第二種の課税物品について、前項において準用する第二十一条第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその物品税を徴収する。ただし、既に次項において準用する前条第六項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の承認を受けて同項に規定する第一種又は第二種の課税物品を引き取った者について準用する。この場合において、同条第五項中「同項の物品を購入した日」とあるのは「当該物品を引き取った日」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第二十六条第一項」と、「第二項本文に規定する場合に該当する事実」(第三項において準用する第十九条第二項の届出又は承認があつた場合には、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実)が生じている場合」とあるのは「同条第三項本文の規定の適用があつた場合」と読み替えるものとする。

(課税済みの物品を特殊用途に供した場合の物品税の還付)

第二十七条 第二種の物品の製造者が、その製造に係る第二十五条第一項各号に掲げる第二種の課税物品(古物に該当するものを除く。以下この条において同じ。)を当該各号に掲げる者に対する販売以外の目的で当該製造に係る製造場から移出し、かつ、当該製造場(第十条第一項、第十九条第六項又は第二十一条第六項の規定により当該物品の製造に係る製造場とみなされる場所を含む。)以外の場所で販売のため所持する場合において、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため政令で定める方法により購入するものに対してこれを販売するときは、当該物品につき納付された、又は納付され

るべき物品税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の販売をした日から六月以内に、当該販売をした第二種の課税物品の販売先、品名及び品名ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該物品が第二十五条第一項各号に掲げる者によって前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付して、これを当該物品の製造に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第二種の物品の販売業者（第一項の規定に該当する第二種の物品の製造者であるものを除く。）が第二十五条第一項各号に掲げる第二種の課税物品で販売のため所持するものを、当該各号に掲げる者で当該物品を当該各号に規定する用途に供するため第一項に規定する方法により購入するものに対してこれを販売する場合について準用する。この場合において、第一項中「金額」とあるのは「金額に相当する物品税を当該販売業者が納付したものとみなして、当該金額」と、前項中「当該物品の製造に係る製造場の所在地」とあるのは、その者の当該販売に係る第二十九条第一項に規定する販売場の所在地」と読み替えるものとする。

4 第二十四条第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付金について、第二十五条第四項、第五項及び第六項本文の規定は、第一項又は前項の規定に該当する第二種の課税物品を第一項に規定する方法により購入した者についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第六項本文中「当該物品についての第一項の規定による免除に係る物品税額」とあるのは、「当該物品に係る第二十七条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」と読み替えるものとする。

（輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等）

第二十八条 輸出用の自動車（別表第二種第七号に掲げるものを除く。）その他の不課税物品で政令で定めるもの（以下この条において「輸出用不課税物品」という。）の材料として第二種の課税物品を使用することについて第七条第一項本文の規定の適用がある場合において、当該輸出用不課税物品の製造者が当該第二種の課税物品を当該輸出用不課税物品の材料として使用するとき、その使用に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の使用をした輸出用不課税物品の製造者が、当該使用をした日の属する月分の第三十一条第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に当該物品の使用

に関する明細書及び当該輸出用不課税物品が輸出されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第四項本文の規定の適用があった場合には、この限りでない。

3 第十九条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入」とあるのは「輸出用不課税物品を輸出」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定に該当する輸出用不課税物品で本邦に戻されたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において使用する場合には、当該物品を引き取る者又はこれを使用する者がその引取り又は使用の時に当該物品の材料として使用した第二種の課税物品を当該保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実（前項において準用する第十九条第一三項の届出又は承認があった場合には、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった事実）が生じている場合には、この限りでない。

（第一種の物品の販売業者が引き取る物品等に係る免税）

第二十九条 第一種の物品の販売業者が第一種の課税物品（販売のためのものに限る。）を保税地域から引き取る場合において、政令で定める手続により、その者が第一種の物品の販売業者であることを証する書類で当該物品を販売しようとする販売場（継続して販売業を営む場所をいう。以下同じ。）の所在地（その者が販売場を設けない場合には、その住所地とし、住所がない場合には、その居所地とする。以下同じ。）を所轄する税務署長から交付を受けたものをその保税地域の所在地を所轄する税関長に提出したときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

2 第二十一条から第二十四条までの規定の適用を受けずに輸出された課税物品でその輸出につき関税法の規定に基づく許可があった日から五年以内に輸入されたものを保税地域から引き取る場合において、当該物品の当該引取りの時における性質及び形状が当該許可の時における性質及び形状と変わっていないことにつきその保税地域の所在地を所轄する税関長の確認を受けたときは、当該引取りに係る物品税を免除する。

（返還又は戻入れの場合の物品税の控除等）

第三十条 第一種の物品の販売業者がその小売をした第一種の課税物品の返還を受けた場合又は第二種の

物品の製造者がその製造に係る第二種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したもの（当該製造場からの移出の際当該物品の一部を構成していた課税物品で第十八条第一項の規定の適用を受けたもの以外のものを含む。第三項において同じ。）を当該製造場に戻し入れた場合には、当該物品が当該小売又は移出後使用され、又は消費されたものである場合及び当該戻入れのためにする他の製造場からの移出につき第十九条第一項の規定の適用があつた場合を除き、その者が当該返還又は戻入れの日の属する月（その日と当該小売又は移出の日とが同一の月に属する場合には、第一種の課税物品についてはその月の翌月、第二種の課税物品についてはその月の翌々月、当該戻し入れられた第二種の課税物品の移出の日がその戻入れの日の属する月の前月であつた場合には、その戻入れの日の属する月の翌月）以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に記載した同条第一項第四号又は第二項第四号に掲げる物品税額の合計額から当該物品につき当該小売又は移出により納付された、又は納付されるべき物品税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該物品税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。以下第三項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 前項の場合において、同項の規定による控除に係る月分の次条第一項若しくは第二項の規定による申告書に同条第一項第七号若しくは第二項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

3 第二種の課税物品の製造者が、その製造に係る第二種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出したもの（当該移出後使用され、又は消費されたものを除く。）を、その者の他の第二種の物品の製造場に移入した場合又は当該製造に係る製造場における製造を廃止した後（第七条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより、当該移入に係る製造場の所在地又は当該製造に係る製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該物品を廃棄したときは、前二項の規定に準じて当該物品につき当該移出により納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

4 前三項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条第一項から第三項までの規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする物品税額に相当する金額の計算に関する

る書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

- 5 相続により第一種の物品の販売業又は第二種の物品の製造場における製造業を承継した相続人がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の小売をした第一種の課税物品の返還を受け、又は当該相続人により当該製造場において製造された第二種の課税物品で当該製造場から移出されたものを当該製造場に戻し入れ、若しくはその相続人の他の第二種の物品の製造場に移入したときは、その相続人が当該小売又は製造及び移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

- 6 前項の規定は、合併により第一種の課税物品の販売業又は第二種の課税物品の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」及び「当該被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

- 7 第二項又は第三項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するか

応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項又は第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

8 第一項又は第三項に規定する戻入れ又は移入に係る物品が、これらの規定に規定する製造場からの移出の際課税物品の一部を構成していたものである場合における当該物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 申告及び納付等

(小売又は移出に係る物品についての課税標準及び税額の申告)

第三十一条 第一種の物品の販売業者は、その販売場ごとに、毎月(第一種の課税物品の小売がない月を除く。)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において小売をした第一種の課税物品の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

二 第二十一条、第二十三条、第二十五条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第一種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

三 品目ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該品目ごとに前号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

四 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

五 第二十条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額（前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

七 第四号に掲げる物品税額の合計額から第五号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 第二種の物品の製造者は、その製造場ごとに、毎月（第二種の課税物品の当該製造場からの移出がない

月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌々月末日までに、その製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場において製造した第二種の課税物品で当該製造場から移出したものの号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

二 第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十八条その他の法律の規定による物品税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する第二種の課税物品のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額

三 品目ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額から、それぞれ当該品目ごとに前号に掲げる課税標準たる金額を合計した金額を控除した金額（以下この項において「課税標準額」という。）

四 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

五 第三十条その他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額（前号に掲げる物品税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

七 第四号に掲げる物品税額の合計額から第五号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

3 前条第一項の返還を受け、又は同項若しくは同条第二項の戻入れ若しくは同項の移入をした者は、これらの項の規定による控除を受けるべき月において前二項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項又は第三項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受け、又は当該戻入れ若しくは移入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

4 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて物品税を免除された課税物品については、適用しない。

(納税申告書の提出期限の特例)

第三十二条 第一種の物品の販売場において小売された第一種の課税物品又は第二種の物品の製造場において製造された第二種の課税物品で当該製造場から移出されたものに係る物品税の課税標準たる金額の

最近における一年間の合計額が政令で定める金額以下である場合において、当該小売又は移出をした第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、政令で定めるところにより、当該販売場又は製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該販売場又は製造場に係る前条第一項又は第二項に規定する申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものの提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月分のこれらの規定に規定する申告書の提出期限と同一の提出期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

一 前項に規定する合計額が同項の政令で定める金額以下であると認められないこと。

二 次項の規定による取消しの通知を受けた日又は第四項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであること。

三 当該承認の申請をした者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であることその他物品税の保全上不相当と認められる事情があること。

3 税務署長は、第一項の承認を受けた者について前項第一号又は第三号に該当する事実が生じたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の承認を受けた者は、その承認に係る販売場又は製造場の同項に規定する合計額が同項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、遅滞なく、その旨その他政令で定める事項を記載した届出書を当該販売場又は製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月（その月が同項の表の上欄に掲げる月である場合には、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月）の翌月分以後の前条第一項又は第二項に規定する申告書については、その承認は、その効力を失うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する合計額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要

な事項は、政令で定める。

(引取りに係る物品についての課税標準及び税額の申告等)

第三十三条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取るうとする課税物品の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額

四 第二号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

五 第二号に掲げる物品税額の合計額から第三号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、

当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税物品に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(小売又は移出に係る物品についての期限内申告による納付等)

第三十四条 第三十一条第一項の規定による申告書を提出した第一種の物品の販売業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2 第三十一条第二項の規定による申告書を提出した第二種の物品の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

3 第六条第六項の規定に該当する第一種の課税物品に係る物品税については、同項の販売等に係る販売場の所在地を所轄する税務署長が、その販売等をした日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

4 第七条第一項ただし書文は第八条第四項の規定に該当する第二種の課税物品に係る物品税については、これらの規定に規定する製造場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌々月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る物品についての物品税の納付等)

第三十五条 第三十三条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税物品を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第三十三条第二項に規定する課税物品に係る物品税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

(移出に係る物品についての納期限の延長)

第三十六条 第二種の物品の製造者が、第三十一条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十四条第二項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した第三十一条第二項第

六号に掲げる物品税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

（引取りに係る物品についての納期限の延長）

第三十七条 第二種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者が、第三十二条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる物品税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する物品税の納期限を延長することができる。

## 第五章 雑則

（営業開廃申告等）

第三十八条 第一種の物品の販売業者（第一種の課税物品の小売をするものに限る。以下この条において同じ。）になろうとする者（第一種の物品の販売業者で新たに第一種の課税物品の小売をしようとする者を含む。）は、その販売場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。第一種の物品の販売業者が当該販売業の廃止又は休止をしようとする

場合も、また同様とする。

2 第二種の課税物品を製造しようとする者（受託者等になろうとする者を含み、委託者等になろうとする者及び保税地域において関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する第二種の課税物品のみを製造しようとする者を除く。）は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。第二種の課税物品の製造者（当該受託者等を含み、当該委託者等を除く。以下次項において同じ。）がその製造の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

3 第一種の物品の販売業者又は第二種の課税物品の製造者は、前二項の規定により申告した事項で政令で定めるものに異動を生じた場合には、遅滞なくその旨を書面でこれらの規定に規定する税務署長に申告しなければならない。

4 第二種の課税物品の製造につき委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託又は指示をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者等の製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

5 第一種の物品の販売業者又は第二種の課税物品の製造者について相続の開始があつた場合において、当該相続により第一種の物品の販売業又は第二種の課税物品の製造業を承継した相続人があるときは、その相続人は、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該販売業に係る販売場の所在地又は当該製造業に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならぬ。この場合において、当該期間内にその申告があつたときは、当該相続を開始した日において第一項又は第二項の規定による申告があつたものとみなす。

6 前項の規定は、合併により第一種の物品の販売業又は第二種の課税物品の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続があつた日」及び「当該相続を開始した日」とあるのは「当該合併があつた日」と読み替へるものとする。

(販売業者証明書の交付等)

第三十九条 税務署長は、貴石等（第六条第一項に規定する貴石等をいう。以下この条において同じ。）の販売業者からの申請に基づき、その者が当該物品の販売業者であることを証する証明書（以下「販売業者

証明書」という。)を交付する。

2 税務署長は、前項の規定による販売業者証明書の交付を受けようとする者が貴石等の販売業者であることが明らかでない場合には、当該販売業者証明書の交付をしないことができる。

3 税務署長は、販売業者証明書を交付する場合には、当該販売業者証明書に一定の有効期限を付することができる。

4 販売業者証明書の交付を受けた者は、貴石等の販売業を廃止した場合及び販売業者証明書に記載された事項に異動を化した場合には、直ちに、当該販売業者証明書を第一項の税務署長に返さなければならない。

5 販売業者証明書の交付申請手続及び記載事項その他販売業者証明書に関し必要な事項は、政令で定める。

(記帳義務)

第四十条 課税物品の製造者(受託者等を含む。以下第四十五条第一項及び第二項において同じ。)若しくは販売業者又は第二十八条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、当該課税物品又は不課税物品の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第四十一条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合には、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第三十一条第一項又は第二項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(物品税証紙)

第四十二条 税務署長又は税関長は、物品税の保全のため、政令で定めるところにより、第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に対し、その製造に係る第二種の課税物品で当該製造に係る製造場から移出するもの若しくは保税地域から引き取ろうとする第二種の課税物品又はこれらの物品の容器若しくは包装(以下「容器等」という。)に、その指定する方法で、物品税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けることを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、同項の課税物品又はその容器等に、当該命令をした税務署長又は税関長の指定する方法で、証紙をはり付けなければならない。

3 第一項の命令を受けた第二種の課税物品の製造者は、政令で定めるところにより、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第三十一条第二項の規定による申告書に併せて記載して、申告しなければならない。

4 証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に対して交付する。

5 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

(表示証)

第四十三条 前条第一項の命令を受けた者は、同項の第二種の課税物品又は当該物品の容器等につき証紙をはり付けることが不適当な特別の事情がある場合において、政令で定める手続により、同項の税務署長又は税関長の承認を受けたときは、証紙のはり付けに代えて、当該物品又はその容器等に当該物品が課税物品であることの表示を受け、又は当該表示を受けた用紙（以下「表示証」という。）をはり付けることができる。この場合において、表示証のはり付けは、当該税務署長又は税関長が指定する方法でしなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、表示証について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項

の命令」とあるのは、「第四十三条第一項の承認」と読み替えるものとする。

(証紙の譲渡制限等)

第四十四条 第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取る者は、証紙又は表示証(第四十二条第一項の命令に基づいてはり付けてあるものを除く。)を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、これらの者がその譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地を所轄する税務署長又はその保税地域の所在地を所轄する税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 第二種の課税物品の製造者、第二種の課税物品を保税地域から引き取る者又は第二種の課税物品の販売業者は、販売の目的で所持する第二種の課税物品又は当該物品の容器等にはり付けてある証紙又は表示証を破り、又ははがしてはならない。ただし、当該容器等から取り出して販売するため破る場合には、この限りでない。

3 第二種の課税物品の製造者又は第二種の課税物品を保税地域から引き取る者は、第二種の課税物品(その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限る。)若しくはその容器等にはり付けられた証紙若しくは表示証を更に当該物品以外の第二種の課税物品について使用し、又は前条第

一 項の表示を受けた第二種の課税物品（その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに限る。）の容器等を更に当該物品以外の第二種の課税物品の容器等として使用してはならない。

（当該職員の権限）

第四十五条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、物品税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十八条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する当該課税物品若しくは不課税物品、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 課税物品を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る課税物品を検査すること。

三 第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を購入し、又は保税地域から引き取った者に対して質問し、又は当該物品を検査すること。

四 運搬中の課税物品を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、物品税に関する調査について必要がある場合には、課税物品の製造者若しくは販売業者又は第二十八条第一項の規定の適用を受ける不課税物品の製造者の組織する団体（当該団体をもって組織する団体を含む。）に対して、その団体の当該課税物品又は不課税物品の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、前二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
（物品税額の区分決済及び表示）

第四十六条 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品の販売に係る取引の決済を行う場合には、その決済上受領すべき金額を、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税に相当する金額とその他の金額とに区分して行わなければならない。

2 課税物品の製造者又は販売業者は、当該課税物品を販売するため店頭その他の場所に陳列する場合には、当該課税物品につき納付された、又は納付されるべき物品税額に相当する金額とその他の金額とを区分し

て表示しなければならない。

（期限等に関する特例）

第四十七条 法人の事業年度の末日が月の末日でないことその他これに準ずる特別の事情があることにより第三十一条に規定する申告書の提出期限その他この法律に規定する期限又は期間により難しい場合において、第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、これらの者についてはこの法律に規定する期限又は期間は、当該承認に係る期限又は期間とするものとする。

（納税地）

第四十八条 物品税の納税地は、次の各号に掲げる課税物品の区分に応じ、当該各号に掲げる場所の所在地とする。

- 一 第一種の物品の販売業者が小売をした第一種の課税物品 当該小売をした販売場
- 二 第二種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの 当該製造場
- 三 保税地域から引き取られる課税物品 当該保税地域

四 第六条第六項の規定に該当する第一種の課税物品 同項の販売等に係る販売場

五 第七条第一項ただし書又は第八条第四項の規定に該当する第二種の課税物品 これらの規定に規定する製造場

六 第二十三条第三項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項本文に規定する出港地又は住所若しくは居所

七 第二十三条第五項本文の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該物品の所在場所

八 第二十五条第六項（第二十六条第四項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品 当該物品をその用途以外の用途に供し、又は譲り渡した時（第二十五条第五項ただし書（第二十六条第四項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該物品の使用場所

## 第六章 罰則

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により物品税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、又は第三十条第二項若しくは第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税物品に対する物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該物品税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十三条第四項本文又は第二十五条第五項本文（第二十六条第四項及び第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 偽りその他不正の行為により第二十五条第一項各号に掲げる物品を当該各号に規定する用途に供す

る目的以外の目的で同項又は第二十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する方法により購入した者

三 第三十一条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定による申告書の提出を怠った者

四 第三十三条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

五 偽りその他不正の手段により販売業者証明書の交付を受けた者

六 販売業者証明書を譲り渡し、若しくは貸し与えた者又は他の者が交付を受けた販売業者証明書を行使して、第六条第一項に規定する貴石等の販売業者から同項に規定する課税貴石等を購入し、若しくは同項各号に掲げる引渡しを受けた者

七 第四十二条第二項の規定に違反して証紙（表示証を含む。）をはり付けなかった者

八 第四十二条第三項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽った者

九 第四十四条第一項の規定に違反して証紙又は表示証を譲り渡し、又は譲り受けた者

十 第四十四条第三項の規定に違反して証紙若しくは表示証文は第四十三条第一項の表示を受けた第二

種の課税物品の容器等を再使用した者

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十九条第七項又は第二十五条第四項（第二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第三十八条の規定による申告を怠り、又は偽った者

三 第三十九条第四項の規定に違反して販売業者証明書を税務署長に返さなかった者

四 第四十条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 第四十二条第二項又は第四十三条第一項後段の規定に違反する方法で証紙又は表示証をはり付けた者

六 第四十四条第二項の規定に違反して証紙又は表示証を破り、又ははがした者

七 第四十五条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第四十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、同年三月一日から施行する。

### (第一種の物品の販売業者の小売とみなす場合に関する経過措置)

第二条 第一種の物品の販売業者が、第一種の物品につき、消費者から買受けの委託を受けて、平成二年四月一日(以下「施行日」という。)前に当該販売業者が当該物品の引渡しを受けた場合は、第五条第一項の規定は適用しない。

### (販売業者証明書制度に関する経過措置)

第三条 第六条の規定は、平成二年五月三十一日までに行われる同条第一項に規定する課税貴石等の同項に規定する販売等については、適用しない。

（第一種の課税物品の課税標準の特例等に関する経過措置）

第四条 第五条第二項の場合又は第六条第五項の場合（同条第一項第二号の引渡しに係る場合に限る。）において、第五条第二項又は第六条第五項の規定により小売をしたものとみなされる販売業者が提供を受けた第一種の課税物品の材料又は原料のうち当該販売業者が施行日前に小売をしたものがあるときは、当該施行日前の小売に係る材料又は原料については、第十四条第二項及び第十七条第一項の規定は適用しない。

（輸出品販売場の許可に関する経過措置）

第五条 施行日の前日において消費税法を廃止する法律（平成元年法律第 号）による廃止前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第六項（輸出品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）の規定による許可を受けている輸出品販売場の営業業者が施行日以後引き続き第二十三条第一項に規定する輸出品販売場の営業業者となろうとする場合には、その旨を政令で定めるところにより、施行日の前日

までに、当該輸出物品販売場の所在地を所轄する税務署長に届け出たときは、当該輸出物品販売場については、施行日において、同条第六項の規定による許可を受けたものとみなす。

(営業開廃申告等に関する経過措置)

第六条 施行日前から引き続いて第一種の物品の販売業を営んでいる者(第一種の課税物品の小売をするものに限る。)及び第二種の課税物品を製造している者は、平成二年四月三十日までに、その販売場又は製造場ごとに、当該販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項を、当該販売場又は製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告しなければならない。

2 施行日前から引き続いて第八条第一項の規定により同項の委託又は指示をすることにより第二種の課税物品の製造とみなされる行為をしている者は、平成二年四月三十日までに、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告しなければならない。

3 前二項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において、第三十八条第一項前段若しくは第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で平成二年四月三十日までに、第一項の販売業若しくは製造を廃止し、又は第二項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

5 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(手持品課税)

第七条 第二種の課税物品を、施行日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所(第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む。)で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合(当該物品の品目ごとの数量又は価額(二以上の場所で所持する場合には、その合計数量又は総価額)がそれぞれ政令で定める数量又は金額以下であるときを除く。)において、当該物品(同項の確認を受けて所持するものを除く。)については、その者が当該物品の製造者として、当該物品を施行日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、平成二年五月一日から起算して五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、平成二年四月三十日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 第二種の課税物品で第一項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（第三十条第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第九条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「製造たばこ」の下に「、物品税法別表に掲げる第二種の物品」を、「たばこ税」の下に「、物品税」を加え、同条第二項中「第十六条第一項若しくは第五項」の下に「、物品税法第三十条」を加える。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第十条 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「発行する印紙」の下に「若しくは物品税法第四十二条第一項の規定による物品税証紙」を、「税印の印影」の下に「若しくは物品税法第四十三条第一項の規定による表示」を、「有する印影」の下に「若しくは表示」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「石油税」の下に「、物品税」を加える。

(税理士法の一部改正)

第十二条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号二中「酒税法」の下に「又は物品税法のいずれか一科目」を加える。

第八条第一項第四号中「若しくは酒税」を「、酒税若しくは物品税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本

国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）  
第十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）」の下に「、物品税法（平成元年法律第 号）」を加える。

第九条を次のように改める。

（物品税法の特例）

第九条 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて製造場から移出する物品税法第一条に規定する物品で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、物品税を免除する。

- 一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの
- 二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業の用に供するために使用又は消費する物品で合衆国軍隊の用に供されるもの及び当該事業を行うためにこ

これらの者が使用又は消費する物品で政令で定めるもの

2 前項の規定の適用を受けた物品で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその物品税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したものについて、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

第十条の二第二項中「前条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十条の三第二項中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第十一条第一項中「第十条から」を「第九条から」に、「揮発油税」を「物品税、揮発油税」に、「免除を受けた揮発油」を「免除を受けた物品、揮発油」に改め、「ガス状炭化水素は」の下に「、第九条第一項各号」を加え、同条第二項中「規定する揮発油」を「規定する物品、揮発油」に、「第十条第一項各

号」を「第九条第一項各号、第十条第一項各号」に、「当該揮発油」を「、当該物品、揮発油」に、「についての第十条第一項」を「についての第九条第一項、第十条第一項」に、「揮発油税額」を「物品税額、揮発油税額」に、「相当する揮発油税」を「相当する物品税、揮発油税」に、「当該揮発油税」を「当該物品税、揮発油税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）」の下に「、物品税法（平成元年法律第 号）」を加える。

第七条中「たばこ税」の下に「、物品税」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第十五条 会社更正法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一百十九条中「、たばこ税」の下に「、物品税」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）」の下に「、物品税法（平成元年法律第 号）」を加える。

第二条第一項中「より関税」の下に「、物品税」を加える。

第四条第二項中「譲受けは」の下に「、物品税法」を加える。

第五条第一項中「規定により揮発油税」を「規定により物品税 揮発油税」に改め、「みなして」の下に「、物品税法」を加え、同条第二項中「規定により揮発油税法」を「規定により物品税法、揮発油税法」に改め、「おいては」の下に「、物品税法第四章」を加え、「直ちに揮発油税」を「直ちに物品税 揮発

油税」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十七条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)」の下に、「物品税法(平成元年法律第 号)」を加える。

第二条第一項中「印紙税法」の下に、「物品税法」を加え、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第九条第一項第一号、第十条第一項第一号」に、「揮発油税」を「物品税、揮発油税」に、「受けた揮発油」を「受けた物品、揮発油」に、「第十条第二項」を「第九条第二項、第十条第二項」に改める。

第四条中「たばこ税法」の下に、「物品税法」を加える。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和二十年法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十一号)」の下に「物品税法(平成元年法律第 号)」を加える。

第二条第一号中「たばこ税」の下に「物品税」を加え、同条第二号中「製造たばこ」の下に「物品税法第一条(課税物件)に規定する物品」を加える。

第二条第二号中「又は第七項」を「若しくは第七項又は物品税法第二十八条第四項(輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等)」に改める。

第十六条第一項中「場合には」の下に「物品税法第七条第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(保税展示場における使用等の特例)

第十六条の二 保税展示場において、関税法第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の承認を受けて、物品税法別表に掲げる第一種の物品で政令で定めるものを使用する場合には、

同法第七条第二項(引取りとみなす場合)の規定は、適用しない。

2 保税展示場に入れられた前項の物品が、関税法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可を受けて保税展示場外で使用される場合には、同条の規定により指定された場所に出されている当該物品は、同条の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税展示場にあるものとみなして、物品税法及びこの法律の規定を適用する。

3 第十条第二項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。

4 税関長は、関税法第六十二条の四第二項（販売物品についての担保の提供）の規定により保税展示場に入れられた外国貨物である課税物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内国消費税の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供を併せて求めなければならない。

（国税徴収法の一部改正）

第十九条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び石油税」を「石油税及び物品税」に改める。

第十一条中「移出」の下に「販売」を加える。

（国税通則法の一部改正）

第二十条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び石油税」を、「石油税及び物品税」に改める。

第十五条第二項第六号中「引取りの時」の下に「（販売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とする。）」を加える。

（自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正）

第二十一条 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関税率法（明治四十二年法律第五十四号）」の下に「物品税法（平成元年法律第 号）」を加える。

第二条第二号中「関税」の下に「及び物品税」を加える。

第二条中「関税」の下に「及び物品税（以下「輸入税」という。）」を加える。

第四条（見出しを含む）、第五条の見出し及び同条第一項、第七条第二項及び第四項、第八条第一項及び第二項並びに第十条中「関税」を「輸入税」に改める。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十二條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)」の下に「、物品税法(平成元年法律第 号)」を加える。

別表

課税物品表の適用に関する通則

- 一 この表における物品の所属の決定は、同表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、一及び二に定めるところによる。
- 二 この表の各号に掲げる物品には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがあるものを除き、これに他の物品を混合し、又は結合した物品を含むものとする。この場合において、その物品については、これに性状、機能、用途その他についての重要な特性を与える物品のみから成るものとみなす。
- 三 物品がこの表の二以上の物品に該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定め

があるものを除き、次に定めるところによりその所屬を決定する。

イ 当該物品が第一種及び第二種の物品に該当する場合には、これを第一種の物品とする。

ロ 当該物品が同一種内の二以上の物品に該当する場合において、これらの物品の税率が異なるときは、これをこれらの物品のうち、最も高い税率が適用される物品とし、これらの物品の税率が同じであるときは、次に定めるところによる。

これらの物品のうちの一の物品について課税最低限の金額の定めがないときは、その定めがない物品とする。

これらの物品のすべてについて課税最低限の金額の定めがあるときは、これを最も低い課税最低限の金額の定めがある物品とする。

これらの物品のうちの二以上の物品について課税最低限の金額の定めがないとき、又はすべての物品について課税最低限の金額の定めがあり、かつ、そのうち最も低い課税最低限の金額の定めのあるものが二以上あるときは、この表に掲げる順序に従い、当該物品が該当する二以上の物品のうち、最も先に掲げられた物品とする。

- 四 この表の各号の品目欄に掲げる物品は、当該各号の類別欄に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、当該品目欄に掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
- 五 この表の税率欄に掲げる税率は、同表に掲げる物品の品目との区分に応じ、当該物品に係る物品税の課税標準たる金額につき適用するものとする。
- 六 この表において「%」は、百分率を表すものとする。
- 七 この表における用語の定義その他一から四までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

課税物品表

番号	類別	品目	税率
	第一種の物品		
一	貴石及び半貴石並びに貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品	一 貴石及び半貴石のうち、ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリル、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ベリル、トルマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、アメジスト、ねこ目石、トルコ石、月長石及びク	

		インテリア	10%
		2 貴石製品、半貴石製品及び貴石又は半貴石を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	10%
		1 真珠並びに真珠製品及び 1 真珠	10%
		2 真珠製品及び真珠を用いた製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、身辺用細貨類及び化粧用具	10%
		1 室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道具、香道具、華道具、金を用いた製品並びに貴	
		照明器具、びょうぶ、つい立て、喫煙用具、身辺用細貨類、化粧用具、メ	
	金属をめっきし、又は張った製品	タルその他これに類する収集品、文具類、宝石類、カクテルシャーカー、食卓用品、携行用の飲料容器及び優勝杯、優勝盾その他これらに類する賞品（貴金属をめっきし、又は張った製品については、第二種の物品に該当するものを除く。）	10%
		1 室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道具、香道具、華道具	
四	ぐつこつ製品、せんじ製		

	品にはく製品、その他	照明器具、喫煙用具、身辺用雑貨類、化粧用具、文具類、宝石類、食器用	
	製品及びしほつ製品	品、携行用の飲料容器及び優勝杯、優勝盾その他これらに類する賞品	10%
五	毛皮製品	1 衣服類	10%
		2 帽子、えり巻類、えり、そで、ヌア、衣服類の裏毛皮、ひも掛け、いす	
		掛け、座ぶとん、クッション及び敷物	10%
六	繊維製の調度品	1 じゆつたん、たん連、フックドラグ及びこれらに類する敷物類（第九	
		号らに掲げるものを除く。）	8%
		2 どん帳	8%
第二種の物品			
七	自動車類及びその関連製	1 普通乗用自動車、キャンピングカー及びキャンピングトレーラー（2、	
品		4、7及び9に掲げるものを除く。）	8%
		2 小型普通乗用四輪自動車（四輪駆動式のもので、長さか三二〇センチ	
		メートルを超え、幅か一四〇センチメートルを超え、又は容積が五五	

○立方センチメートルを超えるもの及び電気を動力源とし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のもののうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいい、4に掲げるものを除く。)、小型キヤンピングカー(四輪駆動式のもの及び電気を動力源とし、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のもの並びにその他のもののうち、長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下で気筒容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のものをいふ。)及び小型キヤンピングトレーラー(長さが四七〇センチメートル以下、幅が一七〇センチメートル以下のものをいふ。)

3 自動車用の冷房装置並びにその圧縮機、蒸発器及び凝縮器

4 軽貨物兼用四輪自動車(四輪駆動式のもののうち、長さが三三〇センチ

八  
%

八  
%

メートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のもの及び電気を動力源とし、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの並びにその他のものとして、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいう。)

八%

5 乗用兼用貨物自動車（6から9までに掲げるものを除く。）

六%

6 雪上スクーター

四%

7 大形乗用三輪自動車（電気を動力源とし、長さが三三〇センチメートルを超え、又は幅が一四〇センチメートルを超えるもの及びその他のもので、長さが三三〇センチメートルを超え、幅が一四〇センチメートルを超え、又は気筒容積が五五〇立方センチメートルを超えるものをいう。）及び大形三輪自動車（電気を動力源とし、長さが二五〇センチメートルを超え、又は幅が一三〇センチメートルを超えるもの及びその他のもので、長さが

一五〇センチメートルを超え、幅が一三〇センチメートルを超え、又は気筒容積が一五〇センチメートルを超えるものをいふ。)

四%

8 軽兼用兼用貨物自動車（電気を動力源とし、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のものごと、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。）

四%

9 小型兼用三輪自動車（電気を動力源とし、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下のもの及びその他のものごと、長さが三三〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいふ。）及び小型二輪自動車（電気を動力源とし、長さが一五〇センチメートル以下、幅が一三〇センチメートル以下のもの及びその他のものごと、長さが一五〇センチメー

トル以下、幅が二三〇センチメートル以下で気筒容積が二五〇立方センチ  
メートル以下のものをいづ。)

四%

ハ 舟艇類及びその関連製 1 大型モーターボート(全長が八メートルを超えるものをいづ。)及び大型

品並びに娯楽用品 スロット(全長が九メートルを超えるものをいづ。)並びにこれらの艇体(もじ

ボーツ用品及び遊戯具類 掲げるものを除く。)

八%

2 ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並び  
にゴルフクラブ用のバッグ及びケース

八%

3 ビリヤード台並びにビリヤード用のキュー及びボール

八%

4 猟銃及び空気銃並びにこれらの銃身及び銃尾機関部

八%

5 ぱちんこ機並びにその遊技盤面及び遊技玉若しくはメタルの送出し機構  
又は遊技盤面を含む部分品エレクト、スマートボール機、ボーリング用の

ピン及びボール、コロシアム並びにスロットマシン

八%

6 中型モーターボート(全長が五メートルを超え、八メートル以下のもの

九	電気器具類、ガス器具類	1 ルームクーラー並びにその圧縮機、蒸発器又は凝縮器を含む室内ユニット	四%
		10 舟艇用の船外機関及び船内外機関	四%
		9 ハングライダー及びその翼並びにモーターハンングライダー並びにその翼及び着座装置	四%
		8 ヤーリングボード並びにそのボード及びボードを含む部品ユニット並びにサーフボード並びにコムボード、ファルトボード及びコムユニットその他これらに類する折りたたみ式の水上遊戯具類並びに水上スキー及び水上自転車	四%
		7 小型モーターボート(全長が五メートル以下のものをいづ)、小型ヨット(全長が五メートル以下のものをいづ)及びスカール並びにこれらの艇体	四%
		をいづ)及び中型ヨット(全長が五メートルを超え九メートル以下のものをいづ)並びにこれらの艇体(8に掲げるものを除く)	六%

及び液体燃料器具類並び にこれらの関連製品	ト及び室外ユニット並びにその冷媒調整器（第七号3に掲げるものを除く。）	八%
	2 大型冷蔵庫(有効内容積が〇・一七立方メートルを超えるものをいう。)	八%
	3 多灯型照明器具（懸垂式、天井直付式又は屋内壁面取付式のものに限る。）及びその灯架、グローブ、シェード又はよつらくを含む部分品ユニット並びに電気スタンド	八%
	4 ストープ及びラジエーター	六%
	5 電気ふとん、電気座ふとん、電気クッション、電気敷布、電気掛布及び電気敷物	六%
	6 湯沸器(1)に掲げるものを除く。)、冷水器(1)に掲げるものを除く。)、レンジ、天火、電波調理器、電磁調理器、菓子焼器、ミキサー、果汁しぼり器、コーヒー粉砕機、アイスクリーム製造器、食器洗器及びディスプレイ	六%

<p>一〇 テレビジョン受像機及び 音響機器並びにこれらの 関連製品</p>	7	電気掃除機、全自動電気洗濯機、電気脱水機、衣類乾燥機及び芝生刈込機	六%	
	8	小型冷蔵庫(有効内容積が〇・一七立方メートル以下のものをいう。)及び温蔵庫	六%	
	9	扇風機及び冷風扇	六%	
	10	温水暖房機並びにガス温水ボイラー及び液体燃料温水ボイラー	六%	
	11	冷水製造機	六%	
	12	冷房用又は暖房用の放熱器	六%	
	13	電気洗濯機(7に掲げるものを除く。)	四%	
	1	大型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートルを超えるブラウン管を使用したものをいう。)及びそのブラウン管	八%	
	2	大型テレビジョン映像投写機(結像時の映像面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいう。)並びにテレビジョン映像投写機の大型スク		

	リーン(投写面の最大径が六九センチメートルを超えるものをいう。)及び ブラウン管	八%
3	小型テレビジョン受像機(映像面の最大径が六九センチメートル以下の ブラウン管を使用したものをいう。)及びそのブラウン管	六%
4	小型テレビジョン映像投写機(結像時の映像面の最大径が六九センチ メートル以下のものをいう。)及びテレビジョン映像投写機の小型スクリー ン(投写面の最大径が六九センチメートル以下のものをいう。)	六%
5	磁気映像プレーヤー、磁気映像録画機及び円盤式映像プレーヤー	六%
6	テレビジョンチューナー	六%
7	テレビジョン撮像機並びにそのレンズ及び撮像管	六%
8	蓄音機(アンサンブル式の蓄音機用レコード演奏装置を含む。)並びに蓄 音機用レコードのレコードプレーヤー、レコードプレーヤーユニット及び レコード選択機並びにデジタル式の音声再生機(アンサンブル式のデジタ	

	ル式音声再生機用レコード演奏装置を含む。)及び音声再生機用レコードのプレーヤー(9及び14に掲げるものを除く。)	六%
9	ステレオ式の磁気音声再生機(アンサンブル式の磁気音声再生機用レコード演奏装置を含む。)及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー	六%
10	ステレオ式のラジオ受信機、拡声用増幅器(他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器を含む。17において同じ。)、グラフィックイコライザー及びマイクロホンミキサーで、幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもの以外のもの	六%
11	複合型スピーカーシステム	六%
12	蓄音機用、デジタル式の音声再生機用又は磁気音声再生機用のレコード	六%
13	ラジオ受信機(10及び17に掲げるものを除く。)	四%
14	磁気音声再生機及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー(9に掲げるものを除く。)	四%



<p>一 二 写真機類及び映写機類並びにその関連製品</p>	<p>1 写真機及び撮影機並びにこれらのレンズ、ボディ、三脚台、露出計及びせん光器</p> <p>2 映写機並びにそのコンデンサー、レンズ、ランプハウス、ヘッドマシン、モーター、サウンドヘッド、マガジン、フィルムリール、スタンド及びフィルム巻取機</p>	<p>六%</p> <p>六%</p>
	<p>5 電気ギターその他の電気楽器及び電子オルガンその他の電子楽器並びに楽音発生用電気音源機及び電子楽器用又は楽音発生用電気音源機用の演奏用操作機</p>	<p>六%</p>
	<p>3 引伸機並びにその暗箱、コンデンサー、レンズ及び支持台並びに焼付器、つや出し器、乾燥器及び修整台</p> <p>4 フィルム、乾板及び感光紙</p> <p>5 幻灯機</p> <p>6 せん光電球その他これに類するせん光体</p>	<p>六%</p> <p>六%</p> <p>四%</p> <p>四%</p>

一三 家具類	1	たんす類及びたな物類	八%
	2	寝台並びにそのボトム、フレーム、ヘッドボード及びマットレス	八%
	3	机、テーブル、いす、腰掛け、びようぶ、つい立て及び火ばち	八%
一四 時計類	1	時計のうち、貴金屬製、べっこう製、さんご製、こはく製、ぞつげ製又はしっぽつ製(以下この号において「貴金屬製等」という。)の側を用いたもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いたもの	八%
	2	時計側、文字板、指針及び竜頭のうち、貴金屬製等のもの及び貴石若しくは半貴石又は金若しくは白金を用いたもの並びにムーブメントにこれらの一部を組み合わせたもの	八%
	3	時計及び時計側並びにムーブメント	四%
一五 喫煙用具並びにかばん類、トランク類及び袋物類	1	喫煙用のライター、灰皿、スモッキングスタンド及びたばこセット	八%
	2	かばん類、トランク類並びにハンドバッグ及びこれに類する手さげか	八%

一六 化粧品類

1 香水(固型、粉末及びねり状のものを含む。)、香紙、香袋及びつめ化粧

料

四%

2 おしろい、紅、口紅止め、化粧ずみ、化粧粉、脱毛料、あぶら取り料、  
化粧クリーム及び化粧下、化粧水(固型、粉末及びねり状のものを含む。)

頭髪用の油及びねり油、整髪料、養毛料並びに染毛料

四%

一七 飲料類及び飲料用の嗜好

1 果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの

四%

品(酒税を課されるもの

2 コーヒーシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの

四%

を除く。)

3 炭酸飲料(玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限り。)

四%

4 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチヨン茶並びにマテ及びチコ

リー

四%

## 理 由

消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、物品税の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 物品税法案要綱

### 一 課税物品

別表に掲げる物品には、物品税を課するものとする。

(第一条、別表関係)

### 二 納税義務者

納税義務者について次のように定めるものとする。

1 第一種の物品の販売業者は、その小売をした第一種の課税物品につき物品税を収める義務があること。

2 第二種の物品の製造者は、第二種の課税物品で、その製造に係る製造場から移出されたものにつき、物品税を収める義務があること。

3 課税物品を保税地域から引き取る者は、その引き取る課税物品につき、物品税を収める義務があること。

(第三条関係)

### 三 非課税

別表に掲げる物品のうち、その価格の同種物品に係る価格体系のうちに占める位置が低いこと又は特殊な性状、構造、機能を有することにより、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるものとして政令で定めるものについては、物品税を課さないものとする。

( 第十一条関係 )

#### 四 課税標準

物品税の課税標準は、次の物品の区分に応じ、次に掲げる金額とするものとする。

第一種の課税物品 当該小売に係る小売価格に相当する金額

第二種の課税物品 通常の卸取引形態による通常の卸市場価格に相当する金額

保税地域から引き取られる課税物品 関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算定した価格に当該物品に係る関税の額に相当する金額を加えた額

( 第十三条関係 )

#### 五 税率

税率は別表で定めるところにより、第一種の物品については、それぞれ、百分の十、百分の八とし、第二種の物品については、それぞれ、百分の八、百分の六、百分の四とするものとする。

(第十六条、別表関係)

## 六 免除

次に掲げる場合には、当該課税物品に係る物品税を免除するものとする。

第二種の物品の製造者が第二種の物品の原料又は材料とするために他の製造場に移出する等の場合

保税地域から第二種の物品の材料又は原料するために引き取る等の場合

第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が輸出する目的で当該物品を小売又は製造場か

ら移出する等の場合

学校等の教育機関の用に供する等の場合

(第十九条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条関係)

## 七 申告、納付等

物品税の納税義務者は、次の区分に応じて、それぞれ、その期限までに当該物品に係る物品税について

申告、納付等を行わなければならないものとする。

第一種の物品の販売業者 翌月末日まで

第二種の物品の製造者 翌々月末日まで

関税法に規定する申告納税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取ろうとする者 当該引

取りの時まで

関税法に規定する賦課課税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取ろうとする者 当該引

取りの際

(第三十一条～第三十五条関係)

#### 八 営業開廃申告等

営業開廃申告、販売業者証明書、記帳義務、物品税証紙、罰則その他この法律の施行に關し必要な措置  
について定めるものとする。

(第五章、第六章関係)

#### 九 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

#### 十 経過措置

手持品課税その他必要な経過措置を定めるものとする。

（附則第二条～第八条関係）

#### 十一 関係法律の改正

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律その他の法律に関し、必要な規定の整備等を行うものとする。

（附則第九条～第二十二条関係）